

庄原市チャイルドシート購入助成金交付要綱

平成17年3月31日告示第100号

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の3第4項に規定する乳幼児用補助装置（以下「チャイルドシート」という。）を購入した保護者に予算の範囲内において助成金を交付し、保護者の経済的負担の軽減及びチャイルドシートの普及促進を図り、もって交通安全対策に寄与するため、当該助成金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 当該助成金の交付申請時において6歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 本市に住所を有する乳幼児と生計を同じくする者をいう。

(助成対象等)

第3条 助成金の対象となる者は、乳幼児用チャイルドシートを購入した保護者とする。

2 助成は、同一の乳幼児につき1回限りとする。

(助成額等)

第4条 助成金の額は、チャイルドシート購入額の3分の1の額（100円未満の額は切り捨てる。）とし、1件当たりの限度額は、5,000円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者は、交付申請書（別記様式）に販売業者発行のチャイルドシート購入の領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

以下 略